

平成 30 年度第 3 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 30 年 8 月 1 日(水)

於：香川労働局第 1 会議室

出席者	公益側	東、籠池、高塚、松浦
	労働者側	楠本、立石、土田、中村
	使用者側	安部、綾田、友國、濱田、福家

議 題 1 平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
2 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金
改正決定の必要性の有無について（諮問）

【賃金室長】 ただ今から、平成 30 年度第 3 回目の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益側佐川委員、労働者側瀧委員が欠席されておりますが、出席者は 13 名で最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日の資料の確認をお願いいたします。

- 1 「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」
- 2 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写し」

でございます。不備はございませんでしょうか。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 本日の会議次第はお手元のとおりでございます。

まず、議題 1 の「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。

これについて、事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、それでは資料 No. 1 の答申文をご覧ください。

平成 30 年 7 月 26 日に中央最低賃金審議会より厚生労働大臣あて、

本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されましたのでご説明いたします。

3 ページの別紙 1 の 1 をご覧ください。平成 30 年 7 月 24 日の中央最低賃金審議会目安に関する小委員会におきまして、今年度の引上げの目安額が全国加重平均で 26 円、引上げ率 3.1% という結果で取りまとめられました。昨年度の目安額は全国加重平均で 25 円、引上げ率 3.0% でございました。

ランク別に見ますと、A ランク 27 円、B ランク 26 円、C ランク 25 円、D ランク 23 円ということで示され、全ランクにおいて昨年の目安額を超える高い水準となりまして、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年以降、最大の目安額となっております。

香川県は C ランクで 25 円、生活保護水準と最低賃金の乖離は生じておりません。

次に答申内容ですが、1 ページの 記 以下をご覧ください。

- 1 平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するために、公益委員見解及び小委員会報告を提示するものとする。

別紙 1、別紙 2 のとおりでございますが、これについては後ほどご説明いたします。

- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

別紙 1 の 2 についても後ほどご説明いたします。

- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する、とあります。

別紙 1、別紙 2 の説明ですが、まず 5 ページの別紙 2 の 2 の労働者側見解をご覧ください。

労働者側の主張としては、最低賃金の水準が低く、地域間の格差が依然として大きいとの課題意識から、目指すべき水準を意識した目安を議論すべきであり、800 円以下の地域別最低賃金をなくすることが急務である。トップランナーとも言える A ランクは 1,000 円への到達を目指すべきであり、到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、2020 年を目指すべきであると主張されました。

人手不足のなか、生活圏や経済圏が広範囲となり、隣県や都市部との格差拡大は働き手の流出に直結し、中小・零細企業の事業継続や発展が困難となることから、ランク間格差を最小限にとどめ、最高額と最低額の比率の更なる改善を図っていく必要があるとも主張されております。

さらに、地域別最低賃金の最高額で 2,000 時間働いたとしても、年収 200 万円に到達せず、憲法第 25 条及び労働基準法第 1 条に照らしても低水準であり、非正規労働者の処遇改善が社会的要請であり、高卒初任給や非正規労働者における時給の実態も勘案すべきであると主張されております。

一方、使用者側の主張としては 6 ページになりますが、急激な原油価格の上昇、原材料価格の増大、労働力の確保が困難な状況による人件費の高騰など、総じて厳しい環境にあり、深刻な人手不足に対処するために、実力以上の賃上げを強いられているとの認識を示され、政府による各種支援策の効果は十分でなく、近年の大幅な引上げによる企業経営への影響を十分に考慮した審議をすべきであると主張されております。

「働き方改革実行計画」に記載された「年率 3%程度を目途として」という政府方針は、GDP 成長率が年率 3%に達しない場合は、それを考慮しながら引上げ額を議論し、最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法第 9 条に基づく労働者の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第 4 表を重視するとともに、明確な根拠に基づいた納得感のある目安を提示すべきであるとも主張されております。

また、平成 29 年 3 月 28 日に中賃で了承された「全員協議会報告」を踏まえ最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると強く主張されました。

そして、意見の一致はみませんでした。また、「働き方改革実行計画」に配慮した調査審議が求められたことについて、特段の配慮をしたうえで総合的な審議を行った結果、公益見解を取りまとめるにあたってどのような点を勘案したかについては、3 ページ別紙 1 の 2 の 2 段落目からをご覧ください。

- 1 賃金改定状況調査結果第 4 表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇していること。
- 2 消費者物価がプラスに転じ、今後も引き続き上昇することが見込まれていること。
- 3 名目 GDP 成長率は年率 3%に及ばないものの平成 29 年は前年比で上昇していること。
- 4 影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で 1 倍を超え、雇用者数も増加傾向にあるが、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと。
- 5 地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること。

6 働き方改革関連法案が成立した中で、働き方改革実行計画の重要な目標である非正規雇用労働者の処遇改善が引き続き社会的に求められていることを特に重視する必要があること。

こうした様々な要素を総合的に勘案し、検討を行った結果取りまとめられた公益見解が別紙1でございます。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、あるいはご意見などがあればお願いいたします。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【松浦会長】 続きまして、議題2の「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。

まず、資料等について事務局から説明をお願いいたします。

【賃金室長】 お配りしております9ページからの4つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをご覧ください。

香川県内の4つの特定最低賃金について、資料のとおり改正の申出がありました。

いずれも、それぞれの最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申出は、4業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

つきましては、4つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長あて「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただきます。

亀澤労働局長から会長へ諮問文をお渡しいたします。

(局長より、諮問文を会長へ手交)

【亀澤労働局長】 よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 それでは事務局の方で諮問文の写しを配付してくだ

さい。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配布)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 各諮問文の別添の申出書については、配付資料と同じですので省略いたします。

それでは読み上げます。

香労発基 0801 第 1 号 平成 30 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

平成 30 年 7 月 27 日付けをもって申出代表者 U A ゼンセン香川県支部支部長 楠本敏久 及びフード連合四国地区協議会事務局長 林泰宏 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 2 号 平成 30 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

平成 30 年 7 月 11 日付けをもって申出代表者タダノ労働組合執行委員長 中村亨 から最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)の改正決定に関する申出があったので、

同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 3 号 平成 30 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 30 年 7 月 6 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 濱岡光治、J A M マキタ労働組合執行委員長 大嶋義浩 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 4 号 平成 30 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦明治 殿

香川労働局長 亀澤典子

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

平成 30 年 7 月 9 日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会事務局長 土田和樹、三菱電機労働組合丸亀支部執行委員長 西川啓二 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

【松浦会長】 はい、ありがとうございました。

ただ今の局長からの諮問に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【松浦会長】 それでは、この4つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることといたします。

この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認、報告されました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の(1)によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしくお願いいたします。

以上のことについて、ご質問、あるいはご意見などございませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

【松浦会長】 事務局からその他なにかありますか。

【賃金室長】 特にありません。

【松浦会長】 それでは次回の本審の日程について、事務局何かございますか。

【賃金室長】 第4回本審につきましては、8月6日(月)の午後3時からこの第1会議室で開催させていただく予定としております。

その際、県最賃専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、審議会令6条第5項の決議をいただいておりますので、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致となっていなかった場合には、本審でのご審議をお願いすることとなります。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、運営小委員会で必要性有の合意を得て香川地方最低賃金審議会から答申をいただいた特定最低賃金につきましては、改正決定の諮問を行う予定としております。

以上でございます。

【松浦会長】それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――